

令和6年度エクササイズ動画作成業務委託
基本仕様書(企画提案用)

山形県保健福祉環境部保健企画課

1 委託業務の名称

令和6年度エクササイズ動画作成業務

2 委託期間

委託契約締結の日から令和7年1月31日まで

3 委託業務の目的

これまで天童市では、健康づくり推進のため、健診の受診率向上や健康セミナーの開催、健康づくり体操等の普及に努めてきたが、糖尿病有病者は、16.4%であり、県の14.8%より高い状況である。また、働き世代（20～50歳代）における運動習慣の無い者の割合は男性で60.0%、女性で73.6%と、多い状況であることや、市民の中には、日常生活の中で運動に取り組むことが難しいという声も聞かれていることから運動習慣の定着が市の課題となっている。

市の健康課題については、健康づくり推進協議会で共有し、市民に向けても健康増進計画やデータヘルス計画、広報等を通じ、情報発信しているが、市民全体の行動改善にはつながっていない。

これを解決するためには、関係団体と連携し、健康づくりの資源の開発や実践による、普及、定着の過程を通じ、市民一人ひとりが健康課題や健康づくりを我が事として捉え、主体的に健康づくりを行うための体制を構築する必要がある。

そこで本業務では、市民と多様な主体による健康づくりの資源として、天童市健康エクササイズ動画(仮称)の作成を行うものである。

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、令和6年度エクササイズ動画作成業務に関する仕様を定めたものである。

本仕様書に記載された要件は原則として全て実現すべきものであるが、受注者の示す代替案を発注者が了承した場合は、要件を満たしたものとする。

5 業務委託内容

本委託において行う業務は次のとおりとする。

(1) タレントの出演調整

出演に係る謝礼については、本業務委託に係る費用とは別に、発注者が直接タレント本人またはタレントが所属するマネジメント会社に支出する。この場合、40万円を上限とするため、その範囲内で、以下の条件を基に出演調整すること。

- ① 知名度があり、天童市在住または天童市出身であること。
- ② 謝礼には、SNS等での動画使用料（永年）を含むものとする。

(2) 動画作成

①基本コンセプト

作成する動画は以下のコンセプトをすべて満たすこと。

- ・働き世代（20～50歳代）を中心に、全世代をターゲットとした動画であること。
- ・運動習慣のない人でも楽しく続けられるような演出をすること。
- ・天童市の良さが伝わる動画であること。

②業務概要

- ・タレントとともに天童市民が音楽に合わせて体を動かす動画を1本以上作成すること。
- ・上記①に示す基本コンセプトを基に撮影・編集を行うこと。
- ・動画で使う歌詞付きの音楽を作成し、歌入れまで行うこと。
- ・動画に係る検討を行う天童市健康づくり支援事業検討会（以下「検討会」という。）に参

加すること。(全3回の検討会のうち、2回の参加を想定している。)

6 動画作成に係る要件

- (1) 動画作成の進捗状況について、発注者に随時報告し、協議を行いながら業務を進めること。
- (2) 出演タレントとして、天童市在住または天童市出身のタレントを1名以上起用すること。
- (3) 出演する天童市民は、検討会において出演調整を行う。
- (4) 音楽制作
 - ① 歌詞の一部は検討会が示すので、これを基に制作すること。
 - ② 音楽の完成までに、発注者から複数回内容の確認を受けること。
 - ③ 発注者の確認により修正等の指示があった場合、これを修正し再度確認を受けること。
- (5) エクササイズのリズムの振り付けや出演者への指導等は、検討会が行う。
- (6) 撮影場所
検討会において、撮影場所の選定(4, 5箇所)と使用許可申請等を行うので、指定された場所で撮影を行うこと。
ただし、撮影技術的に相当な困難がある場合は、発注者と協議のうえ、別の場所での撮影も可とする。
- (7) 動画関連
 - ① 動画の完成までに、発注者から複数回内容の確認を受けること。
 - ② 発注者の確認により修正等の指示があった場合、これを修正し再度確認を受けること。
 - ③ 令和7年1月31日まで納品すること。

7 著作権

当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任をもって調整を行うこと。

また、成果品に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める権利については、山形県に帰属するものとする。ただし、本動画出演タレントが天童市の健康づくり推進に資する目的で、本業務で作成した動画及び音楽を使用することは妨げない。

8 法令・指針等の遵守

本業務の遂行にあたっては、「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

また、受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

9 費用負担等

- (1) 費用負担
タレントへの謝礼を除き、受注者側で発生する動画制作、検討会出席に係る経費等は、受注者が負担するものとする。
- (2) 設備及び機器
業務の作業場所及び業務の実施に必要な設備・機器については、発注者から別途指示がない限り、受注者の責任において確保すること。

10 成果品等

次の成果品を納入し、検査に合格すること。

- (1) 動画
 - ① DVDプレーヤーで再生できるメディア…2部

- ② 動画データ(MP 4形式等)を格納したメディア…2部
- (2) 動画用に作成した音楽
 - ① CDプレーヤーで再生できるメディア…2部
 - ② 音声データ(MP 3形式等)を格納したメディア…2部
- (3) 各種報告書等
 - ① 業務完了報告書
 - ② その他提出を求められた資料
- (4) 納入場所
山形県村山総合支庁保健福祉環境部保健企画課(村山保健所)

11 その他

本仕様書に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。